

豊中市産業利用促進整備助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市企業立地促進条例第2条第9号で定める産業誘導区域において、豊中市細街路整備計画等、市の道路計画により規定された道路（以下「計画道路」という。）を産業利用に供する道路として整備することに関し、私有道路敷を所有する者又は私有道路敷を所有する者から整備の同意を得た者が行う道路整備に対して助成金を交付することを目的とする。なお、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）及びこの要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者は、計画道路において、道路計画線と道路境界線との間にある土地等（以下「道路予定地」という。）を市の道路計画に適合するよう整備する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者は除く。

- (1) 所有する道路予定地を整備し、その道路を市に移転登記する者
- (2) 道路予定地の所有者より同意を得て当該地を自己の負担により整備する者。ただし、整備した道路は所有者より市に移転登記が行われること

(事前協議)

第3条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、事前に道路整備の計画等について市長と協議しなければならない。

(助成対象経費及び金額)

第4条 助成金の交付対象は、その対象として市長が認める経費（以下「助成対象経費」という。）とし、その交付金額は、助成対象経費として実際に要した経費と市長が別に定める基準額とを比較して、どちらか低い方の額に2分の1を乗じて得た金額とする。なお、助成金の上限は2,500,000円とし、その交付は予算の範囲内において行うものとする。ただし、助成対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

2 前項の助成対象経費とは次に掲げるものをいう。

- ア 舗装工事費
- イ 側溝工事費
- ウ 分筆測量費（家屋と道路敷との分筆測量費のみ）
- エ その他市長が必要と認めるもの

3 助成金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(助成金の交付申込み)

第5条 申込者は、当該道路整備の着手前に、豊中市産業利用促進整備助成金交付申込書（様式第1号－1。以下「交付申込書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないことを、大阪府警察に照会する際に必要な情報を記載した書類（様式第1号－2）
- (2) 法人にあっては履歴事項全部証明書（個人事業者、その他の者の場合は住民票）
- (3) 位置図
- (4) 整備計画を示す図書（現況写真・行程表等含む）
- (5) 見積書
- (6) 豊中市道路管理者との事前協議書
- (7) 委任状（代理者による申込みを行う場合）
- (8) 道路整備に係る同意書（道路予定地の所有者と申込者が異なる場合）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(助成金交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による交付申込書の提出があったときは、内容を審査の上、助成金交付の可否を決定し、豊中市産業利用促進整備助成金交付決定通知書（様式第2号）又は豊中市産業利用促進整備助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定を行うに際して、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(助成対象事業の変更・中止・廃止)

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の交付決定の通知後に助成対象事業の変更、中止又は廃止があった場合は、豊中市産業利用促進整備助成金変更（中止・廃止）届（様式第4号。以下「変更（中止・廃止）届」という。）を提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定により変更（中止・廃止）届の提出があったときには、その内容を審査の上、その内容を承認することの可否を決定し、その旨を豊中市産業利用促進整備助成金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により申込者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、助成対象の事業が適正に終了し、市への移転登記がなされたときは、速やかに豊中市産業利用促進整備助成金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 位置図
- (2) 竣工図書
 - ア 竣工図面（出来高の実測を記載しているもの）

イ 竣工写真（舗装厚、側溝断面及び整備延長などがスケール等で明示されているもの）

- (3) 助成対象経費の内訳及び支出を証する書類（助成対象部分のみの金額を示すもの）
- (4) 当該道路整備工事に關し、豊中市道路管理者が適当と認めたことが分かる書類
- (5) 当該道路が市に移転登記されたことが分かる書類
- (6) 市税の完納を証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の受理後、助成金を交付することが適当であると認めた場合は、交付金額を確定し、豊中市産業利用促進整備助成金交付確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第10条 確定通知書を受けた交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日の属する年度の末日までに、豊中市産業利用促進整備助成金交付請求書（様式第8号。以下「交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、30日以内に交付請求書に係る助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽、その他不正な行為により交付決定又は交付を受けたとき
- (2) 助成金の交付の条件に違反したとき
- (3) 市税を滞納しているとき
- (4) 助成対象事業が完了しているにも関わらず、実績報告書の提出がなされなかったとき
- (5) 助成対象事業を中止もしくは廃止したとき又は助成対象事業が中止もしくは廃止の状態にあると市長が認めたとき
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したとき
- (7) 法令等に違反したとき
- (8) その他市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき

2 市長は、前項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合には、豊中市産業利用促進整備助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 市長は、助成金の交付決定を取消した場合において、当該取消部分に關し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（助成制度の利用制限）

第13条 この要綱による助成金の交付は、当該用地に關して一回限りとする。

(他助成制度との併用制限)

第14条 交付決定者は、他の道路整備に関する助成制度を併用して利用することができない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(施行細目)

第15条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

(施行期日)

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月30日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

豊中市長 宛

所 在 地
名 称
代表者名
連 絡 先

豊中市産業利用促進整備助成金交付申込書

豊中市産業利用促進整備助成金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて
下記のとおり申し込みます。

記

1. 助成事業の概要

対象地	豊中市
土地所有者	所 在 地（住所）： 名 称（氏名）： ＜法人の場合のみ＞ 担 当 者 名： 連 絡 先：

2. 交付申込金額

助成対象経費	金	円
交付申込金額	金	円

※助成対象経費については消費税及び地方消費税を除いた額を記載してください。

3. 添付書類

	大阪府警察への照会書類（様式第 1 号－ 2 ）
	（法人の場合）履歴事項全部証明書（発行後 3 か月以内のもの） （個人事業主，その他の者の場合）住民票（発行後 3 か月以内のもの）
	位置図
	整備計画を示す図書（現況写真・行程表等含む）
	見積書（助成対象部分の見積額がわかるもの）
	豊中市道路管理者との事前協議書
	道路整備に係る同意書（道路予定地の所有者と申込者が異なる場合）
	委任状（代理者による申込を行う場合）
	その他市長が必要と認める書類

役員等名簿

事業所名称				
所在地				
役職名等	ふりがな	性別	生年月日	住所
	氏名			
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	

備考

- 1 法人の場合は、役員等（役員及び役員と同様の責任を有する代表者、理事等）の氏名及びふりがな、性別、生年月日並びに住所を正確に記載してください。
- 2 この名簿は、要綱に掲げる目的の為に使用し、それ以外の目的には使用しません。
- 3 個人の場合は、役職名等の記述は不要です。

様
豊中市長

豊中市産業利用促進整備助成金交付決定通知書

年 (年) 月 日付で申込みのありました産業利用促進整備助成金の交付につきまして、下記のとおり決定しましたので、豊中市産業利用促進整備助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

1. 対象者

所在地	
事業所名称	
代表者名	

2. 対象地

所在地	豊中市
-----	-----

3. 交付決定金額

金 _____ 円

4. 交付の条件

様

豊中市長

豊中市産業利用促進整備助成金不交付決定通知書

年 (年) 月 日付で申込みのありました産業利用促進整備助成金の交付につきまして、下記のとおり不交付に決定しましたので、豊中市産業利用促進整備助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

1. 対象者

所在地	
事業所名称	
代表者名	

2. 対象地

所在地	豊中市
-----	-----

3. 不交付の理由

(様式第 4 号)

年 (年) 月 日

豊中市長 宛

所 在 地
名 称
代表者名

豊中市産業利用促進整備助成金変更（中止・廃止）届

年 (年) 月 日付豊活産第 号で、交付決定を受けた内容に変更（中止・廃止）がありましたので、豊中市産業利用促進整備助成金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

届出内容	☐ 変更 ☐ 中止・廃止
------	--

<変更の場合>

変更内容	変更前
	変更後
変更理由	
変更日	年 月 日

<中止・廃止の場合>

中止・廃止の理由	
中止・廃止日	年 月 日

※変更内容，中止・廃止理由等が分かる書類を添付してください。

様

豊中市長

豊中市産業利用促進整備助成金変更（中止・廃止）承認通知書

年 (年) 月 日付で申込みのありました豊中市産業利用促進整備助成金変更（中止・廃止）の届け出につきまして、下記のとおり承認しましたので、豊中市産業利用促進整備助成金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 対象者

所在地	
事業所名称	
代表者名	

2. 対象地

所在地	豊中市
-----	-----

3. 決定内容

☐ 変更	☐ 中止・廃止
-----------------------------	--------------------------------

<変更の場合>

4. 助成対象経費及び交付申込金額

	助成金交付決定額	助成対象経費
変更前	金 円	金 円
変更後	金 円	金 円
増減額	金 円	金 円

5. 変更等を認める内容

豊中市長 宛

所 在 地
名 称
代表者名

豊中市産業利用促進整備助成金実績報告書

年（ 年） 月 日付豊活産第 号で交付決定を受けました
助成対象の事業につきまして、事業が終了しましたので、豊中市産業利用促進整備
助成金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 整備概要

助成対象地	豊中市	
施工業者	名 称	
	所在地	
	連絡先	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	

2. 添付書類

	位置図
	竣工図書 ア 竣工図面（出来高の実測を記載しているもの） イ 竣工写真（舗装厚、側溝断面及び整備延長などがスケール等で明示されているもの）
	助成対象経費の内訳及び支出を証する書類（助成対象部分のみの金額を示すもの）
	当該道路整備工事に関し、豊中市道路管理者が適当と認めたことが分かる書類
	当該道路が市に移転登記されたことが分かる書類
	市税の完納を証する書類
	その他市長が必要と認める書類

様
豊中市長

豊中市産業利用促進整備助成金交付確定通知書

年 (年) 月 日付豊活産第 号で交付決定の通知を
しました豊中市産業利用促進整備助成金につきまして、下記のとおり交付金額が
確定しましたので、豊中市産業利用促進整備助成金交付要綱第 9 条の規定により
通知します。

記

1. 対象者

所在地	
事業所名称	
代表者名	

2. 対象地

所在地	豊中市
-----	-----

3. 確定金額 金 円

4. 交付条件

豊中市長 宛

年 (年) 月 日

所在地
名称
代表者名
連絡先

年（ 年） 月 日付豊活産第 号にて豊中市産業利用促進整備助成金の交付確定通知書を受けましたので、豊中市産業利用促進整備助成金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

なお、上記の助成金は、下記金融機関の口座へ振込みいただきますよう依頼します。

振 込 依 頼 書

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 支店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座
振込口座番号	
フリガナ	
口 座 名 義	

(様式第 9 号)

豊 活 産 第 号
年 (年) 月 日

様

豊中市長

豊中市産業利用促進整備助成金交付決定取消通知書

年 (年) 月 日付豊活産第 号で通知しました豊中市産業利用促進整備助成金助成金の交付決定につきまして、以下の理由により取消すこととしたため、豊中市産業利用促進整備助成金交付要綱第 1 1 条 2 項の規定により通知します。

記

1. 対象者

所在地	
事業所名称	
代表者名	

2. 交付決定取消しの理由